

渋谷区議会議員

# 吉田かよこ

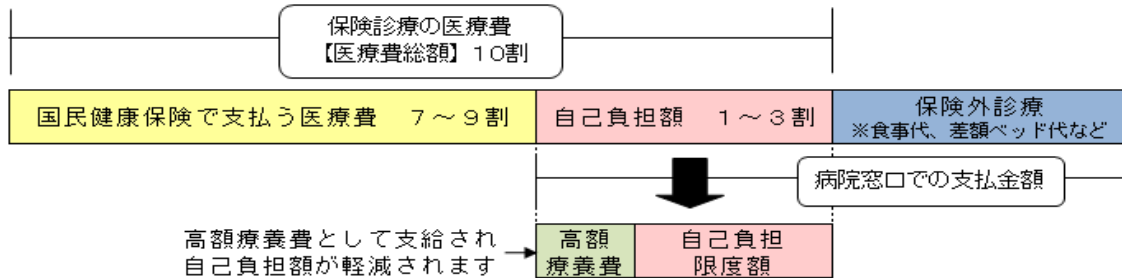


## 吉田かよこ プロフィール

1962(昭和37)年9月生まれ  
小学校2年まで仙台白百合学園小学校で学ぶ  
父の転勤で、東京に戻り小学校3年より桐朋小学校に編入  
桐朋女子中学校・高等学校卒業  
日本大学理工学部数学科卒業  
平成元年税理士資格を取得  
現在、渋谷区議会議員(3期目)  
吉田佳代子税理士事務所の所長でもある

## ◆高額療養費の上限が変更になりました

平成29年8月1日から**70歳以上の方**の高額療養費の上限額が変更になりました。高額療養費とは1か月の医療費の自己負担額が高額となった場合に、一定の金額(自己負担限度額)を超えた部分が「高額療養費」として支給される制度です。



8月1日から改正で、年収約370万円以上の方の1ヶ月の自己負担額の上限が44,400円から**57,600円**に引き上げになりました。又、年収156万円から約370万円の方の上限は12,000円から**14,000円**に引き上げられ、病院を利用する70歳以上の方の負担が増加しています。原則、高額療養費は申請しないと戻りません。ただし、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度については、一度申請を行うと以後の申請は不要です。

吉田かよこ事務所連絡先

住所 〒151-0071 渋谷区本町6-38-6-306

電話番号 03(3373)7167 FAX03(3373)7165

メールアドレス [kayoko@ia7.itkeeper.ne.jp](mailto:kayoko@ia7.itkeeper.ne.jp)

平成 29 年 8 月診療分から

被保険者の所得区分	自己負担限度額	
	外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯)
①現役並み所得者 (標準報酬月額 28 万円以上で高齢 受給者証の負担割合が 3 割の方)	57,600 円	80,100 円+(医療費-267,000 円)×1% [多数該当：44,400 円]
②一般所得者 (①および③以外の方)	14,000 円	★ 57,600 円 [多数該当：44,400 円]
③低所得者	II 住民税非課税世帯	24,600 円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入 80 万円以下など)	8,000 円

※赤い字が改正の金額

★は過去 1 2 ケ月以内に 3 回以上 57,600 円の上限額に達した方は、負担軽減の観点から 4 回目以降の上限額は 44,400 円になります。

## ◆福祉保健委員会報告

### 1. 高齢者向け区営住宅あき家待ち登録者募集変更について

福祉保健委員会で「高齢者向け区営住宅の募集方法の変更について」の報告がありました。高齢者向け区営住宅は 9 棟ありますが、あき家が発生することを見込んで毎年 7 月に公募を行い、原則 8 月 1 日の抽選日から 1 年間を登録期間とし使用予定者の登録を行ってきました。あき家が発生次第、順次、登録順位順に案内を行ってきましたが、希望の住宅ではない等の理由から昨年度は、単身向け 1 件、世帯向け 3 件の辞退があり、入居者の決定までに時間を要する事態が発生しました。そのため、より効率的かつ迅速に入居案内を行うため住宅を指定して(1 件のみ)申し込みを行うことになりました。変更の理由は理解できますが、地域制を理由に辞退するのであれば、1 件の申込だけでなく近い距離の住宅も選択ができるよう要望したところです。しかし、昨年度入居できたのは単身向け 2 件、世帯向け 1 件で、高齢者向け住宅の数が不足している状況は、抜本的な解決が必要です。今後は幡ヶ谷 2 丁目に建設中の複合施設と恵比寿西都営住宅の区営住宅への移管に伴い高齢者向け住宅の戸数も増える予定ですが、今後も高齢者向け住宅の数を増やす必要があります。



吉田かよこ事務所連絡先

住所 〒151-0071 渋谷区本町6-38-6-306

電話番号 03 (3373) 7167 FAX 03 (3373) 7165

メールアドレス [kayoko@ia7.itkeeper.ne.jp](mailto:kayoko@ia7.itkeeper.ne.jp)

## 2. 老人ホームの申込方法の変更について

特別養護老人ホームの入所希望者は500人を超えておりますが、入所できることになった時点で、もう少し自宅で過ごしたいなどの理由で辞退される方がいらっしゃることから、必要な方により迅速に入所していただくために申込方法の変更が行われました。

1. 毎年7月31日まで（追加申込は翌年1月31日まで）に申込が必要でしたが随時申込が出来るようになりました。又、申込の有効期間を要介護認定の有効期間とし、再度の申込が不要になりました。

2. 申込施設の件数制限を廃止しました。

3. 要介護状態区分（要介護1～5）や区内在住年数などの配点の見直しを行いました。

委員会の中では申込施設数の制限の廃止や要介護状態区分による配点の見直しを行うことで、必要性の高い方がより迅速に入所できるようにするための変更であるのでしっかり周知を行っていただくことを要望し、区ニュースに掲載されています。



## ◆庁舎問題特別委員会報告

渋谷区新庁舎の今後の計画は下記の通りです

1. 引き渡し時期 平成30年10月予定
2. 開設時期 平成31年1月予定
3. 周知方法 区ホームページに掲載
4. 新庁舎開設後の仮庁舎

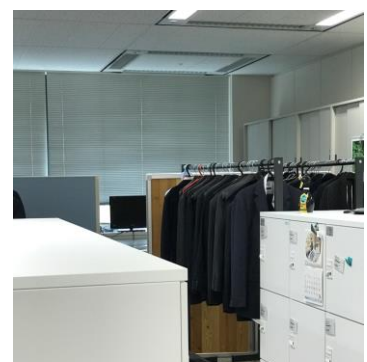
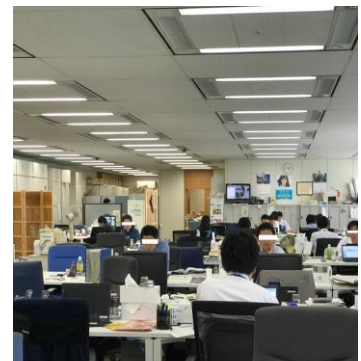
第一庁舎 神南分庁舎の建替え等を視野に継続利用を検討中

第二庁舎 移転後速やかに解体・原状復旧し都へ更地変換する

第三庁舎 移転後速やかに解体し公園整備を行う

庁舎問題特別委員会では新庁舎の研究のために総務省に視察に行きました。総務省では効率的かつ柔軟な働き方を目指す上での重要なポイントに焦点を当てオフィス環境を抜本的に改修しています。

（次ページへつづく）



吉田かよこ事務所連絡先

住所 〒151-0071 渋谷区本町6-38-6-306

電話番号 03(3373)7167 FAX03(3373)7165

メールアドレス [kayoko@ia7.itkeeper.ne.jp](mailto:kayoko@ia7.itkeeper.ne.jp)

重要なポイントとは

- ① 紙資料の電子化
- ② 職員同士のコミュニケーションの活性化
- ③ 意思決定の迅速化
- ④ 柔軟な打合せスタイル等

そのために前ページの写真のように個人の資料や私物は机周りには置かずロッカーに入れ、同じ規格のフラットな机を活用することで職員同士の情報コミュニケーションと意思疎通を図っています。こうした取組みは委員会の中でも参考にしてまいります。

## ◆民進党渋谷区議団会派視察について

先日、民進党渋谷区議団で今年4月1日に開設した子育て支援施設「すぽっと」の視察に行っていました。内村周子さんが講師の体操教室の様子を見せていただきましたが、未就学児がお母さんと一緒に体操を楽しんでいました。子どもって元気で羨ましい！「すぽっと」は新宿駅南口の高島屋の近くにあり約2,800万円の委託料で運営をしています。子どもの成長期にしっかりと体力づくりができるこうした施設が他の地域にもあったらいいと思います。



## ◆ホームドア設置について

小田急線6駅にホームドアの設置を行うことが発表されていますが、その開設予定は下記の通りです。

- 2018年度 代々木八幡駅、下北沢駅（地下2階ホーム）
  - 2019年度 代々木上原駅（1番線、4番線）、東北沢駅、世田谷代田駅、梅ヶ丘駅
  - 2020年度 下北沢駅（地下3階ホーム）
- 今後もホームドアの設置を順次行っていただきたいです。

### コラム

子育て支援の改正の一つとして今年10月から育児休業給付金の支給期間が2歳まで延長されることになりました。育児休業給付金は原則1歳になる日前までの支給でしたが保育施設に入所出来ないなどの理由により1歳6か月前まで延長が出来ました。さらに29年10月からは子が2歳に達する日前まで延長できるようになります。育児休業給付金は休業開始時の給料の約67%（育児休業の開始から6か月経過後は50%）が支給されますが、早く社会復帰したい方が多いのではないのでしょうか。



吉田かよこ事務所連絡先

住所 〒151-0071 渋谷区本町6-38-6-306

電話番号 03(3373)7167 FAX03(3373)7165

メールアドレス [kayoko@ia7.itkeeper.ne.jp](mailto:kayoko@ia7.itkeeper.ne.jp)